

# テレビメディアを活用した福つまみ情報発信業務仕様書

## 1 業務の名称

テレビメディアを活用した福つまみ情報発信業務

## 2 業務委託金額（上限）

4,000,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む）

## 3 福つまみの定義

福つまみとは福山市ならではの地元食材を使用したおつまみの総称で、2020 年度に選定した 7 品目（ねぶとのから揚げ・ちいちいかの天ぷら・くわいの素揚げ・ガス天・鯛ちくわ・ねぶとの南蛮漬け・ちいちいかの酢味噌）をいう。

## 4 業務の目的

本業務は、テレビを中心としたメディアプロモーションを実施することにより、食の観光コンテンツである「福つまみ」の認知度を向上させるとともに、「福つまみ」を提供する飲食事業者数を拡大させ、福山市の観光消費額の増加・促進を図る。

## 5 ターゲット

福山市民及び福山市内に宿泊するビジネス客

## 6 履行期間

契約の日から 2025 年（令和 7 年）3 月 31 日（月）まで

## 7 業務内容

### (1) 福つまみ消費促進キャンペーンの実施

福山市内の福つまみ提供店舗数 100 店舗を目標とし、提供店舗の拡大及びターゲットに合わせた情報発信を行うとともに、福つまみ提供店舗への実効的な集客動線を提案すること。

### (2) 県内テレビメディアを活用した情報発信

広島県内のテレビメディアを活用し、福つまみの消費促進及び「福山城酒肴祭」に係る情報発信の企画提案を行うこと。

#### ア 福つまみ消費促進に係る情報発信

期間：2024 年（令和 6 年）5 月～2025 年（令和 7 年）3 月

#### イ 「福山城酒肴祭」に係る情報発信

期間：2024 年（令和 6 年）9 月～2024 年（令和 6 年）10 月のイベント終了まで

#### 【イベント開催概要】（予定）

イベント名：「福山城 酒肴祭～福つまみと備後安芸の城見酒～」(仮称)

日時：2024 年（令和 6 年）10 月 5 日（土）・6 日（日） 15：00～20：00

目標集客数：各日 3,500 名（計 7,000 名）

(3) ショート動画を活用した情報発信

ターゲットに訴求できるショート動画を制作し、情報媒体を選定した上で、効果的な情報拡散を図ること。

(4) 広告媒体物等の制作・配布

福つまみ提供店舗の認知度向上及び消費客誘導につながるものを提案し、制作すること。

ア 福つまみPRポスター

仕様：B2サイズ

メインビジュアルに加えて複数種類のデザインを制作すること。

納品部数については可能枚数を提案すること。

イ 福つまみ提供店舗認証ノベルティ

制作したノベルティについては、受注者より提供店舗へ配布すること。

納品部数：200部（目標店舗数100店舗につき、2部配布目安）

ウ その他福つまみ提供店舗の認知度向上及び消費客誘導につながるもの。

(5) その他追加提案

契約金額の範囲内で独自の提案があれば、積極的に提案すること。

(6) 業務報告

受注者は上記(1)から(5)の業務について開始前においては、業務着手に係るスケジュールを提出するとともに、業務終了後には、発注者に業務の実施報告を行うこと。

8 納品物

本業務に係る成果物及び実績報告書（上記(1)から(6)の実施概要、実績、効果、記録、写真、データ等）を提出すること。

9 その他

(1) 計画・実施については、発注者と十分協議して行うこと。

(2) 業務の実施に必要な経費や著作権利用料・保険費（アーティストなどの著作権料費、消耗品費、管理費、イベント保険など含む）は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

(3) 受注者は、業務従事者（以下「従事者」という。）の名簿を事前に発注者に提出すること。異動のあるときも同様とする。

(4) 従事者の交代時は、業務連絡を綿密にし、業務に支障をきたさないこと。

(5) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。

(6) 受注者は、受注者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。た

だし、本仕様書記載の委託予定業務については発注者が予め承諾したものとみなし、また、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について、発注者と協議の上、業務の一部を委託することができるものとする。

- (7) 受注者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関するの法令等に基づき、その取扱いには十分留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の保護に努めること。
- (8) 受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。
- (9) 本業務により得られる著作物の著作権者人格権について、受注者は将来にわたり行使しないこと。また、受注者は本成果品の制作に関与したものについて著作権を主張させず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (10) 本業務の遂行に関し、本仕様書に記載のない事項または疑義が生じたときは、発注者、受注者協議の上、解決するものとする。